

住所や氏名を変更したら届出をしよう！

3月・4月は組合員の人事異動や、被扶養者の進学や就職による転居が多くなる時期となります。住所を変更したら、共済組合に届出をしましょう。また、氏名を変更した際にも届出をしましょう。

戸籍法（昭和22年法律第224号）及び住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）等の改正で、戸籍等の記載事項に氏名の振り仮名が追加されたことに伴い、組合員や被扶養者が、市区町村から通知された「氏名の振り仮名」を変更したことにより、当支部に届出をしている「氏名振り仮名（資格情報のお知らせや資格確認書に記載されるフリガナ）」や組合員の「給付金受取口座の名義」が変更となる場合も、当支部に届出が必要です。

住所を変更したとき

- ・組合員等情報変更申告書
- ・住民票の写し
 - ※ 被扶養者の住民票上の変更がある場合のみ提出
被扶養者の居所のみの変更、組合員本人のみの変更については提出不要
- ・国民年金第3号被保険者住所変更届
 - ※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、住所を変更した場合のみ提出



氏名を変更したとき

- ・組合員等情報変更申告書
- ・資格確認書等
 - ※ 交付を受けている場合は提出
- ・資格確認書交付申請書
 - ※ マイナ保険証を利用しておらず、資格確認書の交付が必要な場合は提出
- ・国民年金第3号被保険者関係届
 - ※ 組合員の配偶者である被扶養者（20歳以上60歳未満）で、氏名を変更した場合のみ提出

